

多様な教育機会確保法（仮称）制定を目指すフリースクール等院内集会・記録

中村：多様な学び保障法を実現する会共催、超党派フリースクール等議員連盟共催、多様な教育機会確保法（仮称）制定を目指すフリースクール等院内集会を開催いたします。この集会の進行を務めさせていただきます、主催団体事務局及び、フリースクール東京シューレの中村国生と申します。

本日は大変多くの国会議員の皆様にご出席を予定していただいております。誠にありがとうございます。また、北海道から九州まで230名を超える多くのフリースクール等の関係者、そこに通う子ども若者のみなさん、保護者のみなさんにお集まりいただきました。ありがとうございます。そして、文部科学省からも多数お越しいただいております。ありがとうございます。今日はより多くの私たちの声を届けたいと思います。お手元の資料にプログラムがございます。時間の関係でまことに恐縮ではございますが、議員の方々もまたフリースクール関係者側も、それぞれの想いを代表しての指定発言とさせていただきます。ご理解の程よろしく願いいたします。なお、この集会終了後同じこの会場でフリースクール等関係者市民による意見交換会の時間を設けておりますので、お時間の許す方はそのままご出席いただくと幸いです。では本日の両主催団体の代表であります、奥地圭子よりご挨拶を申し上げます。

奥地：皆様こんにちは。私はフリースクール全国ネットワークの代表理事、多様な学び保障法を実現する会の共同代表をやっております奥地と申します。今日はその二つの主催団体を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

まず本日はご多忙の中、たくさんの方がこの集会にかけつけてくださりましてどうもありがとうございます。とりわけ議員の皆様にはまだ国会会期中の中、本当に時間の都合のつけにくいときだと思いますが、こうやってご参加いただきましてどうもありがとうございます。それから、先ほど司会も申しましたが関係者市民のみなさんも、本当に北海道から九州まで旅費と時間を使ってご参加いただきまして心よりお礼申し上げます。

私は仕事としてはフリースクール東京シューレを運営してきまして、今年満30年を迎えます。関わった子ども若者たちは、通いだけではなくホームエディケーション部門の人たちも含めると約3000人になります。その間ずっと願っていたことは、子どもが学び育つ場は学校だけではなく多様に認めてほしい、そして多様な学びのあり方にも国の支援があってほしいということでした。現在、私たちのような学校教育法を一定校って言いますね、そうでない立場で子どもの成長支援を行っている教育機関はフリースクールに限らず、色々あるのが実態です。その

実態に合わせて法律による根拠ができ、全ての子どもが自己にあった学びを選び、安心してやっていける社会になることを望んでいます。その一步がまさに近づいていることから、私たちはぜひともこの今国会での成立を願い今の集会を企画させていただきました。ここまでこぎつけてくださった、超党派フリースクール議連の皆様は厚くお礼を申し上げたいと思います。それから、すべての政党の皆様のご賛同を得てぜひとも成立できますように頑張ってくださいと思います。全議員の皆様、私たちは子どもたちも含めて注目しておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

中村：拍手ありがとうございます。皆様、ご遠慮なく拍手をしていただけると大変盛り上がっていいかなと思います。続きまして、超党派フリースクール等議員連盟会長河村建夫衆議院議員よりご挨拶を頂戴いたします。よろしくお願ひいたします。

河村：みなさんこんにちは。ご紹介をいただきました、超党派、すなわち党派を超えてどの政党も参加できるという意味ですが、超党派の議員連盟としてフリースクールの問題を考える議員の会、会長を仰せつかっております、衆議院議員河村建夫でございます。今日はようこそ、この国会の場といいますか議員会館この集会場にお集まりいただいて、そしてこのような会を盛大にお開きいただきましてありがとうございます。今、代表の奥地先生のお話に尽きるといいますか、長いこと努力をして来られてここまでフリースクールを運営して来られて、そして多くの皆様方がそれに共鳴をしてここまで盛り上がってきた。私共としても、この運動を続けながら今おっしゃったことを一日でも早く実現をしたいと思って微力を尽くしてきたところでございます。いわゆるフリースクールという形、それから、最近は義務教育を受ける機会を失った大人たちが通う夜間中学というのがあるし、義務教育行けなくて中学だけは出たいが学校はない、学校では対応できないこういったときの夜間中学っていうのがある。ということは教育の場っていうのは多様にあってしかるべきであろうということで、フリースクールも含めて、多様な教育を求めるみなさんに応えうる方法を出しましょうということになって、具体的に法案作りを始めた所でございます。

その基本のお話は後程、隣におります馳先生からご説明をいただくことになろうと思いますが、この大きな動きに対応して文部科学省もこの問題を真剣に考えましよう、全国から有識者のみなさんにお集まりをいただいて、こういう法律を作る、こういう学校を作る、新しい仕組みを作るにはどういう点があるか、どういう点を国が支援をできるだろうかという事をいろんな形で論舌し、今進んでおります。これをうけて、それを法律に取り込んでいくということになるわけでございます。みなさんもニュース等で気が付かれた、ご覧になった方もあろうとは思いますが、安倍総理も一度フリースクールというものに行ってみたい、と言われ

て現実にフリースクールを視察されておりましたですね、こういう多様な教育はあってしかるべきだという考えを持っておられたわけでございます。下村文部大臣も、この問題については正面から取り組んで、まさに文部科学省今は真剣にそういう問題に取り組んで、という時が来たわけでございます。奥地先生の30年に渡る大変な努力に、私は心から敬意と感謝を表しながら、さらにこの運動を盛り上げていただいて、立派な形でみなさんの思いが進んでいきますように、さらにこの運動を盛り上げていきたいと思っております。私は山口県の選出議員でございますが、この秋になりますかね

奥地：夏です。

河村：はい。山口県でも大会をお開きになるということですね。通知をいただいて、地元としてご参加をいただくみなさんをこれから歓迎し、今から楽しみにしておるところです。我々も頑張りますが、皆さんも一緒に頑張ってみましょう。ありがとうございました。

中村：ありがとうございました。続きまして、超党派フリースクール等議員連盟幹事長、それから夜間中学校等義務教育拡充議員連盟会長であります、馳浩衆議院議員よりご挨拶と法案の説明をしていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

馳：こんにちは。馳です。よろしくお願いします。すでに皆さんのお手元に資料がございますので、報告させていただきます。法律に則って、学校に通っていない、通う事のできない様々な事情のある子どもたちに対して、まず学習支援をすることのできる根拠を作ろうではないかというのが議員立法の趣旨でございます。なんとかしてこの法的根拠に基づいて、次は文部科学省にまた政府に対してですね、そういう子どもたちに対しての経済的支援をより拡充することができるようにはしようではないかという二段構えで考えております。

まずこの、今から説明申し上げる座長試案の法律を超党派で今国会で成立をさせたいと、学校教育法の改正をすることによって、いわゆる経済的支援に繋げていきたい。この流れをですね、なんとしてもみなさんにもご協力をいただいて、今まで十数年私も取り組んで参りましたが、一つの成果に期待という思いで今から申し上げたいと思います。

ページ数は書いてないので、開いていただいた「多様な教育機会確保法案の座長試案」のところをご覧いただきたいと思っております。まず基本理念は、多様な教育機会確保のための施策は、教育基本法に則り、様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分に受けていない子供や学齢超過後に就学を希望する者が、年齢又は国籍にかかわらず、義務教育の段階における普通教育を受ける機会を与えられるようにすることを旨として行われなければならない。この理念を実行するために、次の枠になります。国の責務、地方公共団体の責務を明示し、基本方針

において、文部科学大臣は、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の意見を聴いた上で、基本方針を定めなければならない。これは中教審を想定しております。その下に、ここはスキームでありますけども、学校以外の場で学習する子どもの教育の機会の確保とは保護者は、子どもの状況等を考慮し、個別学習計画を作成して市町村教育委員会の認定を受けたときは、学校に就学させないで、子供に教育を受けさせることができる。

市町村教育委員会は、訪問等の方法により子供に対して学習支援を行う。

当該保護者は、就学義務を履行したものとみなす。次のカッコ書きはいわゆる夜間中学校の課題であります。都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、適切な役割分担の下、学齢超過者が希望した場合、義務教育諸学校への就学の機会その他の学習機会が確保されるよう必要な措置を講じる。

都道府県教育委員会と都道府県内すべての市町村教育委員会との間で役割分担を決定するために必要な協議を行うため、都道府県ごとに協議会を置く。

国は、学齢超過者の就学の機会その他の学習機会の確保のため、地方公共団体の行う施策を支援するとともに、広報その他の啓発活動を行う。

国は、義務教育諸学校等における学齢超過者の学習活動の充実に資する調査研究を行うとともに、その成果を普及する。

そして私なりに一番重要だと思っているのは、一番最後のところでありまして財政上の措置等、国及び地方公共団体は、多様な教育機会確保のための施策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

これをもって文部科学省、対政府に対して、これは議員立法ですから必要な財政上の措置をとる具体的な経済的支援の措置を求めたい。まずはこの超党派で練り上げる議員立法を成立させていただいたうえで、政府に必要な経済的支援を求める。こういう流れで、これまで私もみなさん方と共に勉強して参りましたが、いわゆる就学義務の壁を乗り越える。二重学籍の壁を乗り越えて、多様な学習の機会を確保する。これこそが、憲法で保障されている学習権を確保することではないかと、こういう論法で座長試案を練り上げさせていただいている現状であります。まだ、条文等の整理がついておりませんのでなんとか今月中には、条文を整理して立法チームで検討しますので立法チームにおいては、奥地さんはじめフリースクールの関係者の方にも、ご意見いただければという風に思っております。

今日あたり、どうやら国会が延長になるような…。あの、民主党の笠さんに聞いてみなければわかりませんが、延長になるやもという情報もありますので、したがって本来ならば6月24日が会期末であります。ここだけちょっと十分な協議をさせていただく時間をいただいたうえで延長された国会において、なんとしても成立をさせたいと、このように考えております。後

ほど、もしご質問等わからないところがあれば、聞いていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

中村：ありがとうございました。続きまして、超党派フリースクール等議員連盟事務局長林久美子参議院議員よりご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

林：みなさんこんにちは。議員連盟の事務局長を務めさせていただいております、参議院議員の林久美子でございます。ようやくここまで来たなということを、今本当に熱い気持ちでみなさんと共に迎えさせていただいているところでもあります。もう奥地先生のお話を聞いていると、もう30年間本当に大変だったのだろうと思うわけです。方や国会を見ると、今馳先生からお話ありましたが、与党と野党が激しく戦っている場面ばかりで、大丈夫かなとみなさん思っちゃると思いますけども、でも子どもたちがこの国の宝であると、子どもたちの教育こそが日本の未来をつくっていくのだということに関しては、これは与党も野党も関係ないし、党も関係ないのだと思います。そういう思いで、少しでもみなさんのお力になれるようにこの国会しっかりと立法チームで座長試案を基にこれから作業を進めて行くわけですけれども、いろんな懸念材料もあるかもしれませんが、一個一個みなさんと乗り越えさせていただいて、いい形で法案成立に向けてみんなで頑張っていきたいと思います。どうかよろしく願いします。ありがとうございました。

中村：ありがとうございます。では続きまして、要請文の提案にうつります。みなさんのお手元の資料にクリーム色の印刷物が入っております。ご覧ください。今日私達には、一人一人それぞれの思いや期待があると思いますが、総意として今国会での法律成立を期すべく議員のみなさんに要請したいと思っております。奥地圭子よりご提案を申し上げます。

奥地：それでは、文書にしたがって提案させていただきます。

去る5月27日、「超党派フリースクール等議員連盟」と「夜間中学校等義務教育拡充議員連盟」と合同で総会が開催され、馳座長より多様な教育機会確保法（仮称）の試案が示され、参加議員の了解とともに、立法チームが発足という段階にいたりしました。

日本に不登校が増加しはじめて40年、はじめは、首に縄をつけてでも学校復帰をさせようという対応がなされましたが、それでは苦しい状態に追い詰められる結果になる例も多く、30年前より学校外の居場所、学び場であるフリースクールが広がり、成長支援がおこなわれるようになりました。学校には行け（か）ないが、フリースクールでは安心、自信を得て、それぞ

れの個性やペースで元気に育ち、自立していきました。

しかし、フリースクールは、学校外でしたから、公的支援がなく、親はかなりの経済的負担に苦しみ、また運営も楽ではありませんでした。その上就学義務の関係で、通わない学校に籍を置く二重籍問題も生じ、そのための混乱やあつれきは、家庭と学校相互の関係にも不信を生じさせ、子どもに罪悪感も持たせました。

そこで私たちは、10数年前から、学校だけでなく、多様な学びが選べ、不利にならない仕組みを求めて活動してきました。幸いに超党派フリースクール議連の皆様のご尽力で法案の相談もでき、国会上程の寸前という段階を迎えております。私たちは、この法案に大きく賛同する立場から、今国会の成立を期し、次の事を要請いたします。

1. この法案の目的及び基本理念は大変良くできており、ひとりひとりの子どもの多様な学びを支援すること、国の責務が明記されたこと、基本方針を定める際、民間団体その他の関係者の意見も聞く、と位置付けられたことなど高く評価しております。なかでも、学校以外の場で学習することが正式に認められようとしていることは、いじめその他様々な事情で不登校となっている子どもとその保護者にとって、学び場が多様な教育機会の中から選べることになり、教員も無理に学校へ戻すのではなく、その子にあった選択を共に考えることになり、子どもの学ぶ権利がより前進すると考えられ、大変歓迎しております。
2. ここでご理解いただきたいのは、不登校の子が学習する学習場所は、座長試案に示された「自宅」、「フリースクール等」、「教育支援センター」だけではなく、サドベリースクール、インターナショナルスクール、自主夜中、外国人学校などさまざまな場所で学んでいるのが実態であり、フリースクール等の「等」に入っているかもしれませんが、多様な学び場に線引きできないことをご理解いただきたいと思います。
3. 個別学習計画の作成にあたりましては、子どもの意思やニーズが最も尊重され、その子の個性や意欲を伸ばすため、多様性と柔軟性を持った支援としておこなわれること、ひとりひとりの子が安心と信頼を持って、学習計画作成に参加できるようになることを期待しています。したがって個別学習計画を審査する教育支援委員会には、多様な学びのあり方を理解し、支援できる人材の配置をお願いいたします。
4. 学習支援に際して、家庭訪問が定期的に行われる案になっています。確かに虐待などの発見にも必要であります。過去の経緯から、子どもや保護者が恐怖感や拒否感を持っている場合には、その他の方法も考えながら幅を持って行われるようにしていただきたいと考えます。
5. 経済的支援は、今日重要であり、子どもの貧困問題はフリースクールでも直面しており、

四苦八苦しつつ、子どもを支えてきました。一人ひとりの子どもが安心して学んでいけるように、学校教育と格差なく行われる支援が望ましいと考えます。ぜひ、具体的な財政措置がなされるよう切望いたします。

最後になりますが、この法律がひとりひとりの子どもの学ぶ権利を国が保障する形で起案されていることに強く賛同するとともに、これを真に実のあるものにするためには、福祉、その他様々な社会機関、親の会などとも連携し、それぞれの保護者が安心して子どもの学び・育ちにかかわっていけるよう進めていただきたく思います。私たちはこの法律の早期成立を強く望んでおります。議員の皆さんのご尽力をよろしくお願いいたします。

終わります。

(会場拍手)

中村：では、今の大きな拍手で今要請文を採択していただいたものと思います。力強い拍手をもう一度よろしくお願いいたします。

(会場拍手)

中村：本日の集会の総意としてご出席いただいております、国会議員の方々はじめ多くの議員の方々に託したいと思います。議員の皆様何卒よろしくお願いいたします。

ではここで遅くなりましたが、本日もご出席の議員の皆様をご紹介したいと存じます。すでにお時間のご都合で、ご退席された議員の方もいらっしゃいますがご到着順にご紹介したいと思いますので、お顔を見せていただければと思います。笠浩史衆議院議員。

笠：どうも笠浩史です。

中村：畑野君枝衆議院議員。

畑野：子どもの権利を大切に、体験者の声をよく聞いて取り組みます。

中村：寺田学衆議院議員。蘭浦健太郎衆議院議員。中野洋昌衆議院議員。

中野：はい。頑張ってます。ありがとうございます。

中村：田畑裕明衆議院議員。野間健衆議院議員。郡和子衆議院議員。

郡：頑張ってます。

中村：逢沢一郎衆議院議員

逢沢：みんな頑張ります。

中村：小田原潔衆議院議員

小田原：はい。地元立川ではシュタイナーさんに大変お世話になっています。頑張ります。

中村：神本美恵子参議院議員

神本：夜間中学問題に取り組んで参りました。共に頑張りましょう。

中村：逢坂誠二衆議院議員

逢坂：こんにちは。北海道出身の議員であります。小さな学校の管理者を11年やりまして、多様な教育の場が子どもたちにどれ程プラスの効果をもたらすか、実感しております。頑張りましょう。

中村：富岡勉衆議院議員

富岡：はい。長崎の富岡です。頑張っていきましょうね。

中村：神谷昇衆議院議員

神谷：こんにちは。力を合わせて頑張りましょう。

中村：初鹿明博衆議院議員

初鹿：頑張りましょう。

中村：ありがとうございます。この他、代理出席としても多くの議員のみなさんにご参加いただいております。どうもありがとうございます。もう一度、大きな拍手をお願いいたします。

では続きまして、フリースクール等市民関係者よりご発言をいただきたいと思います。まず、今フリースクールに通う、当事者の子ども若者の立場から、フリースクール東京シュール会員 寺村恵理加さん。お願いいたします。

寺村：みなさんこんにちは。フリースクール東京シュール会員の寺村恵理加と申します。高等部に所属しています。近頃、フリースクールやオルタナティブスクール、ホームエデュケーションなど多様な学びを公的に認めるために、国や国会議員のみなさんが本格的に動き始めました。これは、学校に通わなくなった当事者たちにとって大きな変化です。今の社会は、学校に行かないという考えが理解されにくく、学校に行っていない子どもは学校に通う子どもたちよりも劣っている弱い人間なのだと言われられることが多いように感じます。しかし、この法律が認められれば子どもたちが安心して学ぶ権利が守られます。学校に通っていないことを、後ろめたく思うこともなくなります。堂々と、学校外の場所で学ぶことができるのです。

私は、中学3年生のときに学校に行かなくなりました。転校先の学校の空気に馴染めず、また、馴染めないことを教師やクラスメイトに否定されたことで非常に傷つき、登校することが怖くなりました。家で過ごしていた私には、学校に通うことが当たり前という考えがあったので、当たりの前のできていない自分がとても情けなく、また苦しい思いをしていました。転校する前の友人や知人に学校のことをきかれても、行っていないとは言えず、話を合わせていま

した。外出すると、クラスメイトに会うのではないかと不安になり、家に閉じこもるようになりました。学校に行かないというだけで、普通に生活することすら困難になってしまいます。もし学校に行かない選択肢が認められていたのなら、自分を責めたり周りの目を気にすることも無かったはずです。ぜひ今回の、多様な教育機会確保法が実現し、周知され、私たちの生活や学びが守られて、学校に行っていない子どもたちが嫌な思いをせずに生活できることを願っています。また、義務教育範囲外のフリースクール高等部をはじめ、まだまだ実現されていない課題も多く残されています。今回の法案をきっかけに、それらの課題にも目が向けられ、子どもたちの学びの選択肢がさらに増えていく事を望んでいます。これからの国の動きに非常に期待しています。どうか当事者の声に耳を傾け、それぞれの学びが保障されるようご協力お願いします。ありがとうございました。

中村：ありがとうございました。続きまして、福島県会津若松でフリースクールを運営されているNPO 法人寺子屋方丈舎理事長江川和弥さんお願いいたします。

江川：みなさんこんにちは。江川と申します。今、中村さんからご紹介がありましたように、私は福島県の会津若松市という人口が10万人くらいの小さなまちでフリースクールをやっておりまして、今は15人くらいの子どものがフリースクールに通っております。実は私は、昔学校に行かない子どもでして、その学校に行かない子どもがフリースクールをはじめた第一号が我々の世代じゃないかなという風に思っております。最近実は、うちの子どものも学校に行かなくなりまして、学校に行かない当事者と親とフリースクールと、この三者を今一緒に兼ねているような状況でございまして、ある意味そういう当事者の意見ということで聞いていただければと思っております。

今回の法案に関しまして、私共どのように受け止めているのかということ、基本的には学校に行かないという所在のない子どもたちに所在を与えてくれる法案じゃないかと私は感じております。あなたが家にいることを素直に認めてくれる、フリースクールにいることを素直に認めてくれるという意味では画期的な法案ではないかと、私自身は感じております。この法案がもし通れば多くの不登校の保護者とか、本人は学校に行くとか行かないとか非常に表面的な部分で焦らせられたり、悩んだりすることがなくなくだらうと、それは我々子どもと接する大人としては一番大きいことだと思っております。反面、まるっきり懸念がないわけではないのでその辺は一点だけ触れさせていただくと、今回の法案の中身で経済的な支援のというのはバウチャー制度となっておりますが、このバウチャー制度という事が、たとえば民間教育の中の塾産業であるとか予備校産業であるとかに開かれるような場になって、変な競争がそこにも生まれるとすれば、それは全然子どもも我々も予期していない部分でございまして、その辺は

懸念事項である、といったんは申し上げさせていただいておりますが、とはいえ、総枠として私はこの法案というのは絶対にした方がいいと思っております。子どもたちの将来的なゴールというのは、私は社会参画にあると感じています。つまりどういう大人になるかが問題であって、そのプロセスはいかに幸せな時代をいかに幸せな時間を過ごすかがとても大事なのだろうという風に考えております。そういう意味で、安心して試行錯誤しながらその子自身の人生を育める時間を我々大人も保障する。政治家も保障する。行政も保障する。そういう法案に今回の法案がなっていくであろうことを、心より期待して発言に代えさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

中村：ありがとうございました。続きまして、静岡から長年自宅でやってこられたホームエデュケーションの保護者である兼子和美さんをお願いします。

兼子：みなさんこんにちは。静岡から来ました兼子と申します。ホームエデュケーションの保護者として、今日は一言発言させていただきます。今回、学校以外の多様な学びが認められて、そしてさらにそれが保障される仕組みが作られるという事をとてもうれしく思っています。ホームエデュケーションと言っても、すごく日本ではマイナーな感じで、不登校がマイナーでマイナーオブマイナーみたいな感じなのですが、子どもが家庭で、家で中心に過ごすという事はすごくよくあることだと思います。特に地方ですと、フリースクールがなかったり、オルタナティブな教育がなかったりした場合、子どもは学校に合わない人も、学校か家かせめて教育（支援）センターかという三択ぐらいしかない状況がありますので、子どもが家庭で育つことを認められるというのはとても大事なことだと思っています。

私は娘が小学校二年生のときに不登校になりまして、その原因というのは、今になっては学校の圧力が苦しくて怖くて学校に行けなくなったのだと言っています。八歳の当時は、「このまま学校に行き続けたら先生のいう事を聞くだけのロボットにされてしまう。」と言って学校に行けなくなりました。学校がやはり怖くなってしまったので、行きたい気持ちもあるけど行けない。また学校以外の所もスクールのところはやっぱり怖い。で、安心していられるのは家庭だけだということで、「じゃあ家庭で学び育つホームエデュケーションっていう方法があるからやってみない」と言ったら、子どもが泣きながら「そういう方法があるなんていままで知らなかった。学校に行かなければ、もうこの先一生ダメかと思った。家で安心してやれる方法があるなら、ぜひその方法でやってみたい。」ということで、ホームエデュケーションを選びました。知らなかったって、八歳だから言うのですけれど、やっぱり知らない人すごく多いと思います。家で育ってもいいんだよってことが、知られていないと思うんですね。ですからまず、この法案でホームエデュケーションもあるっていうのを、できたら全国の子ども全

員に知ってもらいたいなど私は思っています。

それでホームエデュケーションで、家で安心して暮らせるってということと、それを大人や親や、周りの大人に認められるってことが私はとても大事だと思っています。娘の場合、親はすぐに認めたんですけど、やっぱりまだなんとなく学校にいかなきゃいけないんじゃないかと思っ
ていまして、その後ホームシューレというホームエデュケーション課程のネットワークに入っ
て、全国にそういう子どもがたくさんいて、そういうのいいよいいよっていう親とか、いろん
な方がいるってということが分かって、娘はとても安心して、さらに安心してすごく自信を持っ
ようになりました。子どもって、安心して認められると「自分も OK、あ、いいんだ OK
だ」って思えるようになると、すごくとても元気になって、子ども本来の好奇心とか生き生き
とした感じが本当に出てくるんですね。それで子どもって、自分で本当にそうなってくると
次々とやりたいことが出て学んでいって、教えなくても自ら学ぶ、能動的に学ぶということが、
姿が見られるようになります。ですから、今回この法案が通っていただいたら、きっと子ども
本来の生まれ持っている、それぞれ素晴らしい資質を持っていると思いますので、そこが活か
された教育が、多様な教育が認められれば、本当に子どもの生まれ持った資質がそれぞれ活か
されるような社会になっていくのではないかと思います。まだ時間ありますか？

タイムキーパー：終わりです。

兼子：あ、終わりですか。もう一ついきたかったんですが、すみません。終わります。

中村：ありがとうございます。進行にご協力ありがとうございます。在宅で不登校されているご家庭
には、非常に心強いお話だったかと思います。続きまして、大阪よりオルタナティブな学びの
場 NPO 法人箕面こどもの森学園校長藤田美保さんお願いいたします。

藤田：こんにちは、よろしく申し上げます。まず最初は、私たちの学校に通う子どもたちの言葉を紹
介させてください。「私はもともと学校が嫌いで、自分の思っていることが言えなくて我慢し
て苦しかったけど、この学校に来てから毎日がすごく楽しくて、自分が思っていることをみんな
が聞いてくれるからすっきりします。公立学校では、先生が勉強を決めるのでストレスを受け
ることもあるけど、この学校では自分のペースで勉強できるので、そういうところはありませ
ん。」

私たちは市民の手で学校を立ち上げて 12 年になります。フランスのフレネ教育をベースにし
て、子どもの主体性を尊重しながら民主的に生きる市民を育む教育を行うことを目指していま
す。大阪で、NPO 法人で小中学校を運営していて約 30 名の子どもたちが学んでいます。公立
学校に行っていたけれど、公立学校の教育に馴染めず、どんどん自信を失っていた子どもたち

や、自分らしさを大切にしたいからここで学びたいということで選択して学んでいる子どもたちが通ってきています。この法案の方では、個別学習計画を作成して学習を進めて行くことが提案されています。今日も実は一冊、持ってこさせていただいたのですが、実は私たちの学校では、子どもたちが個別学習計画を作成してそれに基づいて学ぶというスタイルをこの12年間ずっと続けて来ています。学習の中には、それぞれの進捗とか興味関心に合わせた個別学習の時間と、友達と協力しながら行っていく共同学習の時間があります。共同学習では平和学習とか、環境とか、市民性教育に力を入れていて、スタッフだけではなく専門家の方のサポートも得ながら子どもたちは学習しています。その中で子どもたちはどんどん自信を取り戻し、友達やスタッフや、また専門家の方、あるいは地域の方と対話を積み重ねながら、自分の学習を自分の力で積み上げていっています。

そんな風に自分らしく学べる場で、生き生きと学んでいる子どもたちですけれども、実は現在の現状では不安や、あとは不利益を感じたりしているのも事実です。子どもたちがこんなことをいう事が時々あります。「家の近くの公園で遊びにくい。あの子学校行ってへん子違う？って言われへんかな？」っていう風にいう子どもたちがいます。先ほどからお話も出ていますけれども、現在の状況では一条校に学籍を置くことしかできません。したがって、私たちの学校に通学する子どもたちも全員一条校の方に籍を置いています。その場合は、出席簿はもちろんなのですが、クラス名簿に名前が載っていることすらあるという現状です。ですので、子どもたちは自分に合った学びの場で自分らしく学んでいることを自信に思っている一方で、どこかしら後ろめたさを感じながら学び続けているというのが現状です。また、保護者の方に見れば学費というのが大きな負担になっています。民間のフリースクール、あるいはこういったオルタナティブスクールの場合、保護者の方からの学費で運営をしています。また、学費に関わらず通学定期が発行されにくいというのも現状です。通学定期は在籍校の校長先生の裁量権になっていますが、実際のところ私たちの学校では通学定期を認めていただけないというケースが多くて、通学定期を使いたくても使えていないというお子さんがたくさんいます。また、仮に認められた場合でも将来的には公立学校に戻ってきますというようなことを一旦言って、それで通学定期を認めていただいているような状況です。さらにもう一点、懸念事項としてあるのが今私たちのところに中学生の生徒がいます。その子たちが、もし公立の高校に進学したいとなれば、内申と申しますか調査書の方が必要になってきます。けれども、今のままですと一条校でしかその調査書とか内申を作成することができません。したがって、自分にあった学びの場を選んだ子どもたちが、将来公立の高校に進学したいということを望んでも現時点では、それはなかなか実現されないという風な状況にあります。このようなことがあるので、もしこの多様な教育機会確保法が実現すれば私が今申し上げたような懸念事項が様々な面で、議員の皆様や文科省の皆様のご尽力のもと、一つ一つ解決していくのではないかとという風に、

本当に期待しています。最後にはなりますが、やっぱり一人でも多くの子どもが、自分があった場所で自分らしく学んでいくということは、私たちが暮らすこの社会が本当に豊かなものになっていくということに繋がっていく事になると思います。ぜひ、今回の国会でこの法案が実現されますことを心より願っています。どうぞよろしくお願いいたします。

中村：ありがとうございます。続きましてブラジル学校にご尽力されております、チルドレンズ・リソース・インターナショナル運営委員、東海大学教授の小貫大輔さん、お願いします。

小貫：こんにちは。今日は本当にこの会に参加することができて、ありがたく思っております。その中で、私がとても感激したのがこの法案の座長試案で、特に「年齢または国籍に関わらず」この機会を保障しようと、はっきりと書いていただいたことです。この言葉の重みを、今ひしひしと噛みしめているところです。今回の法案は、学校でないところで学ぶ子どもたちの権利を保障しようというものでありますが、それはとても大切なことですが、その大切なことを「すべての人に」、年齢を超過した人にも、また、国籍が日本国籍でない人にも、同じように保障しようとはっきりと述べていただいたことは、これは実に画期的なことでもこれまでに全くなかったことです。

これまでのように、義務教育という言葉だけでこの法律が進むのであれば、年齢を超過した人たち、そして日本国籍でない人たちには義務教育があてはまらないというふうに常に解釈されてきて、現場でもそのように扱われてきました。そのために、私は今日ブラジル人の教育の運動を代表してここに立っておりますが、日本では多くのブラジル人の子どもたちが学校に行かないまま放置され、しかも、そのことを誰も把握しない、気にもかけないまま続いてきました。その人たちが、フリースクールとまったく同じような発想で、同じような実践で、自分たちで自分たちの子どもを守るためにブラジル学校という場を作ってきましたが、そこにたくさん子どもたちが通っていても、フリースクールと同じようにその子たちのことは放置されたままできました。それが、今回のこの法律の可能性の中で一緒に考えていただけるということ、「すべて国民は」というふうに書いてある憲法、教育基本法がある中で、みなさんが「みんなと一緒にやりましょう」とおっしゃる言葉の中に外国籍の人と一緒にやりましょうと言っていることはとても大きなことです。これから法案が審議されていく中で、立法チームの方々が、そこには文部科学省の方がたくさん参加することと思いますが、これまで否定されてきたことを突破していただくということは、必ず最後までやっていただきたいと強く強く願っています。

お手元の資料の中に、ブラジル日本教育フォーラム参加者一同よりの要望書というのが入っていると思います。つい先日、一か月ほど前に日本に住んでいるブラジル人の方々が、ブラジル

学校をやっている人、また、ホームエデュケーションをやっているブラジル人もたくさんいます、そういう方々、関係の人たちが集まって開催されました。毎年やっている大勢の人が集まる会議ですけど、300人の方が集まり、熱い議論がありまして、この要望書ができあがりました。今日本に住む17万人、非常に多くのブラジルの方々がいます。日本の国が日本の経済を海外の日系人たちに支えてもらおうと作った「定住者ビザ」という特別なビザのもとに日本に来て暮らしております。働きに来たとは言っても、生活する人たちです。その人たちの最大の関心事はやはり子どもたちの教育以外のなものでもありません。自分たちの子どもたちの教育について、以下の4項目を要望したいという結論ができました。読み上げさせていただきます。

1. 「日本国憲法で規定される義務教育が、国籍を問わず日本に在住するすべての人にあてはめられるように方針を改めてください。」義務を認めてくださいというのは大変不思議な表現と思われるかもしれませんが、日本では義務教育というのは教育を受ける権利と同じように扱われています。それを外国籍の人たちの子ども、日本の未来を一緒に作る人たちのために認めてくださいと申し上げます。また、「また、それに伴い毎年実施される学校基本調査でも外国籍の子どもたちを調査対象とし、外国籍の子どもたちの教育の現状について政府の責任で把握するようにしてください。」今は、公立学校から外に出てしまった外国籍の子どもたち、いじめにあったり、いろんな苦勞をしてやめてしまった子どもたちのことは誰も把握していません。それは、学校を出た途端に誰もあずかり知らない問題になってしまうからです。そうではないようにしてください。

2. 「現在検討されているフリースクール支援の法案において、日本にあるブラジル学校も支援の対象に加えてください。」「ブラジル人学校」ではありません、「ブラジル学校」なのです。ブラジルの方式でやっているけれど、日本国籍の子どもたちも通ってきています。フィリピンの子たちもペルーの子たちも来ています。その学校も支援の対象に加えてください。

「子どもたちに質の高い教育を保証するという日本政府の責任ある姿勢が、国籍を問わず日本に住むすべての子どもにあてはまることを明示してください。」その責任ある高貴な姿勢をですね、国籍を問わず日本に住むすべての子どもにあてはまることを明示してください。このことはこの法案の中に書かれていて、とても心強く思いました。

3. 「外国籍の児童生徒へのいじめや差別を予防する観点から、子どもたちが人権、文化の多様性について理解し、異なった文化を尊重することを学ぶ機会を日本の公立学校において確実に実現してください。」学校に行かなくなってしまう、行けなくなってしまう子どもたちの理由は様々だと思いますが、外国籍の子どもたちにはいじめや差別という要件が多くの場合で当てはまって、たいへん高い比率で公立学校から抜けていくことが事実です。そのことへの対策をもっと徹底してください。

4. 「日本のブラジル学校の中ですでに各種学校や準学校法人となっているものには、他のインターナショナルスクールが対象となる特定公益増進法人の資格や指定寄付金への免税措置が与えられていません。ブラジル学校がよりよい教育を提供できるように、インターナショナルスクールと同様の道を開いてください。」より良い教育を、本当により良い教育をやりたいと思っているその人たちの力が発揮できるように、インターナショナルスクールと同様の道を開いてください。

今まで、セルフヘルプの自助活動のようにして続けてきたことが、これからは日本の方々と一緒に、日本の未来を、実際日本に住んでいく人たちが一緒に作っていこうという、外国から来た子どもたちのことをほったらかしにしないで、一緒に考えていただけるという法案を提示していただいて、本当に心から感謝いたします。ぜひ、最後までこの二つの文言「年齢」と「国籍」という言葉をなくさないように、心から期待しております。以上です。ありがとうございました。

中村：ありがとうございました。最後になりますが、多様な教育を推進するためのネットワーク、略称おるたネット代表の古山明男さんよろしく願いいたします。

古山：こんにちは、古山です。下村文科大臣が、昨年从不登校をしている子どもたちの中にもエジソン・アインシュタインのような人たちが隠れているのではないかと、そういうことをおっしゃっています。それはその通りだと思いますが、これは単にエジソンとアインシュタインの話ではなくて、一人一人を大切にすることだと思っております。エジソンもアインシュタインは結果に過ぎないと思っておりますね。一人一人を大切にすることは、全ての立場の人が教育に携わる人みんな言います。でも思い描いていることはみんな違うのですよね。それで現実はどうなっているかといいますと、たくさんの不登校の子どもたちがいます。落ちこぼれの子どもたちもいます。今回の法律案、本当の意味で一人一人を大切にということに、その法律からも文科省からもそして地方教育行政の方たちからも具体的に手が伸べられるようにするものだと思っております。大変画期的なものだと思っております。

懸念される点もあります。個別学習計画にしたがって認定を受けるということになりますと、ここに来ていらっしゃる先生方は充分にご理解いただいているのですが、実際の地方ですとか田舎になりますと、学校の延長のようなものしか認定されないのではないかと。たとえばですね、ネットを通じていろんな国語算数理科社会などを勉強いたします、スクーリングもありますとか、あるいは学習教材セットをワンセットおいくらで販売しというような、そういうものばかり認定されるのではないかと。そういうのが悪いとは思っておりません。人々のニーズに応じていけばいいとは思いますが、そういうのばかり認定されて本当に、本当の意味で子どもたちと関わってきた方たち、ここにいらっしゃるような方たちが中に入れられないのではないかと。そう

いうことを懸念しております。

この一人一人を大切にということは、現場の中からは生まれません。この人たちは、本当に子どもたちと関わりながら現場で教育を作り出してきた人たちなのです。この人たちが、日本の明日の教育の種を持っているのです。どうか、この人たちの持っている経験や知恵、そういうものが生きる法律、システムを作り出していきたいと思っております。この申し入れの、三番にその「個別学習計画の作成にあたりましては、子どもの意思やニーズが最も尊重され、その子の個性や意欲を伸ばすため、多様性と柔軟性を持った支援としておこなわれること、そして、教育支援委員会には、多様な学びのあり方を理解し、支援できる人材の配置をお願いいたします。基本的な計画を立てたり、認定するところに民間の知恵が流れ込む、そういうシステムを作っていたきたい。さらに柔軟にですね、本当に子どもと接している方たち、こういうフリースクールでもいいんです、学校でもいいんです、なんでもいい、そういう人たちの知恵が、一同に集まってくるようなそういう場を作っていたきたいと思っております。学校外の教育を認める、本当に画期的なことだと思っております。これをみんなで推進し、立派なものに育てていきたい。そして日本の教育はですね、本当に一人一人を大事にする、そういう教育になるよう、みなさんとお力を合わせられればと思っております。よろしくお願いいたします。

中村：ありがとうございました。本当に、今学校外の道が拓かれるということが、すごく大事だと思います。今日は、限られた皆さんからのご発言でしたけれども、全国各地多くの関係者にとってこれは積年の思いでございます。最後に、本法律が本国会で成立するようもう一度力強い拍手をもって、議員のみなさんに期待を申し上げたいと思います。何卒、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。ちょうど、時間になりました。進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、閉会いたします。ありがとうございました。